

建設発生土受入の募集要領

1 募集の理由

美作市内においては公共工事で発生する建設発生土は現場内利用及び公共工事間流用により有効利用を図っているところですが、市内には指定処分先となる公的な受入先が不足しており、工事の円滑な実施に支障があるため、窪地の埋立及び低地のかさ上げ等を目的に土地の形質変更を行う民間所有地等を建設発生土の受入先として募集します。

2 応募資格

(1) 応募者の要件

市内において、建設発生土を受入れ可能な土地を所有し、又は賃借権その他の権利を有していること。

なお、所有権を有していない場合は、建設発生土の受入れについて、当該土地の所有者の同意が得られていること。

(2) 受入地の要件

- 1) 受入地が美作市内であること。
- 2) 建設発生土の受入可能量が1,000m³以上の規模であり、関係法令及び条例上、土地の形質の変更が可能な土地であること。
- 3) 建設発生土の発生場所から受入地までの経路について、大型ダンプトラックが周辺の環境及び他の交通等に影響を及ぼすことなく、安全に通行できる幅員等が確保されていること。
- 4) 受入に際し、受入地に隣接する土地所有者又は管理者及び地元自治会代表の了承が得られていること。
- 5) 受入地は廃棄物等が不法に投棄されていない土地であること。

(3) 建設発生土の受入要件

- 1) 受入を行った建設発生土の売却又は転用を目的とした受入れではないこと。
- 2) 建設発生土搬入完了（計画量受入）後の管理は、受入を希望する者の責任において実施すること。
- 3) 建設発生土の搬入（運搬）に要する費用は美作市が負担し、受入に係る費用は無償とすること。
- 4) 建設発生土は建設発生土が発生する公共工事の搬入時期及び時間に併せて受入となること。
- 5) 建設発生土は発生した状態で搬入し、美作市が行う通常の発生土処理の工程（ブル敷き均し）以外の分別作業、曝気作業、土質改良及び小運搬等の実施又は費用負担を求めないこと。
また、建設発生土の搬入における隣地への流出防止に係る最低限の対策（土留め、法面整形、流末排水等）以外の実施又は費用負担を求めないこと。
- 6) 建設発生土は現場内利用及び公共工事間流用により有効利用を図るため、受入を希望する埋立及び低地のかさ上げ等に要する十分な土量以下及び長期間となっても建設発生土の受入が可能であること。

3 応募手続

応募者は、次の(1)から(6)までの書類(以下「申込書等」という。)を1部提出すること。
なお、提出された書類は返却しない。

- (1) 建設発生土受入希望申込書(様式1)
- (2) 受入地の図面(位置図、平面図及び進入路を明示した図面等)
- (3) 受入地の現況写真(受入地の全景、建設発生土の荷下ろし場所及び進入路等)
- (4) 受入地の所有(借地)状況資料(地籍図及び土地登記簿謄本、応募者が土地所有者でない場合は借地契約書等の写し及び土地所有者の同意書)
- (5) 受入に係る誓約書(様式2)
- (6) 暴力団排除に係る誓約書(様式3)

4 申込書等の提出先、提出期限、受付時間及び提出方法

- (1) 提出先 岡山県美作市栄町38-2
美作市都市整備部建設課
電話 0868-72-0924
- (2) 受付時間 8時30分から17時15分まで(ただし、閉庁日(土日祝日等)を除く。)
- (3) 提出方法 持参に限る。

5 受入先の選定

(1) 建設発生土受入先の調査及び確認

美作市が建設発生土受入地の土地の形状、周辺状況、運搬経路、運搬距離、受入に要する費用、関係法令等の調査及び確認のため、応募者との現地立会及びヒアリングを行います。

(2) 建設発生土受入先の選考

建設発生土受入先の調査及び確認の結果、近隣の公共残土処分場の運用状況等も踏まえ、美作市が建設発生土受入先の選考を行い、その結果について応募者に通知します。

6 その他の留意事項

- (1) 建設発生土受入先の選考結果通知後、工事内容の変更や公共工事間利用及び再利用等により、建設発生土の搬入量を確保できない場合があります。
また、工事ごとに公共工事間利用及び再利用等が整わなかった場合には無償受入先と有償受入先との経済比較を行うため、経済比較により有償受入先が優位となる場合は受入ができない場合があります。
- (2) 応募により複数の受入先を選定した場合は、工事ごとに搬出先を決定するため、建設発生土の搬入量を確保できない場合があります。
- (3) 建設発生土の搬入申込について、苦情等が発生しないよう、応募者の責任において地域住民への対応を行って下さい。
- (4) 不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で、受け入れた建設発生土を利用することはできない。このような行為を発覚した場合は、建設発生土の搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報します。
- (5) その他、公募条件を満たさなくなった場合は、搬入を中止します。